

はち 4月 じょう No.536

ホームページアドレス <http://www.town.hachijo.tokyo.jp/>

発行／八丈町 〒100-1498 東京都八丈島八丈町大賀郷2345番地1 ☎04996-2-1121／編集・企画財政課 毎月1回1日発行

町の人口 (3月1日現在)

人口 8,800 減 26人 男 4,439人 減10人
女 4,361人 減16人
世帯数 4,703 減 6世帯

2月中の異動

転入ほか——41人 (うち出生 6人)
転出ほか——67人 (うち死亡10人)

各地域の人口・世帯数 (3月1日現在)

	世帯数	男	女	人口計
三 根	2,139	2,024	1,966	3,990
大賀郷	1,572	1,466	1,424	2,890
檜 立	322	298	311	609
中之郷	426	425	419	844
末 吉	244	226	241	467

足湯きらめきオープン

利用時間：午前11時～午後9時 [年中無休]
場 所：中之郷・藍ヶ江港



CONTENTS

もくじ

- 2-5 平成18年度施政方針
- 6-7 「表示登記の日」無料相談／国保 ほか
- 8-9 税のお知らせ／八丈町職員募集 ほか
- 10-11 国民年金／環境だより ほか

- 12-13 +10000人推進室／教育相談室 ほか
- 14-15 母子保健／介護保険だより ほか
- 16-17 心身障害者(児)巡回相談 ほか

平成18年度施政方針

はじめに

わが国の経済は、景気回復に向けての足取りが重く、地方自治を取り巻く行財政環境も依然として厳しい状況にあります。小泉改革による、平成の大合併は、多くの自治体が暗中模索の状況の下で、決断を余儀なくされ進行しておりますが、わたしたちは、かつてない変革の荒波を島民一丸となって乗り越えていかなければなりません。

昨今、少年、少女をめぐる残虐な事件が相次ぎ、他人事ではないと実感しております。少子化が進行している今日、「みんなで子育て島育て」を基本理念に町ぐるみで子どもの成長と子育てを支援し、明日を担う子どもたちが、明るく元気いっぱい未来へ羽ばたけるよう「次世代育成支援対策行動計画」を着実に推進しなければなりません。

八丈島における航空路線は、住民の生活や産業活動に極めて重要な交通手段であ

り、安定的運行の確保や利用しやすい運賃の設定など早急に解決することが、八丈町の発展に繋がることであります。

プラス一万人運動の気運を糧に、また、そのエネルギーを更なる地域振興、観光振興へと繋げるとともに、離島交通の本土との較差是正のため、八丈町が先頭に立って関係機関に働きかけてまいりますので、引き続き皆さまのご協力をお願い申し上げます。

わたしは、これまで「町民が住みやすいと感じる町づくり」のために、町政に取り組み、そして着実に成果を上げていると確信しております。今後も皆さまのご協力を賜りながら努力いたしますので、より一層のご指導、ご鞭撻をお願いいたします。

東京都施行事業

東京都が事業主体である八丈町関連の事業について申し上げます。基盤整備としての港湾・漁港の整備については、着実に施行されつつあります

が、底土や八重根接岸港船客待合所の建替、中之郷野営場の整備などの課題も山積しております。このため、現在施行されている都道の歩道設置、都市計画道路「底土・空港・八重根港線」の整備なども含め、事業の実現および早期完成に向けて東京都へ積極的に働きかけてまいります。

昨年度に引き続き、島の玄関口、水産業の拠点として重要な施設である港湾や漁港を本来の機能だけではなく、町民の皆さんや観光客に開放できる、魅力的な賑わいのある空間に変えることにより、地域の活性化および観光振興に繋げるため、「みなとまちづくり協議会」により底土接岸港船客待合所建設にむけたプランを策定して東京都と連携を取りながら提案し、事業促進を働きかけてまいります。

●財政

財政について申し上げます。

国は、平成17年度に引き続き、歳出改革を堅持・強化するとともに、三位一体改革を確実に実現し、さらに地方歳入を徹底して見直しており、地方財政計画の規模について

も、引き続き抑制努力を継続するとしております。

東京都においては、第2次財政再建プランの最終年度の予算として「財政構造改革の足取りを確かなものとし東京のさらなる発展を目指す」としており、一般会計の規模は前年度に比べ5.4%増で5年ぶりに6兆円を超えるという明るい兆しも見えております。

このような中、平成18年度の八丈町の財政事情は、基金を取り崩さざるを得ない厳しい状況ではありますが、人口の減少、少子高齢化の進行、農業、漁業の不振、観光の低迷が、町の活性化に支障をきたしているなか、若者が定住できる諸施策の推進を基本に町民の期待に応えるため、知恵をしばり確実な財源の裏付けのもと各事業を着実に推進してまいります。これまでも増して、簡素で効率的な財政運営を行い、限られた財源を有効に活用しながら念願であった、楢立、中之郷小学校統合校舎の建設など八丈町の将来を展望する事業を重点に町民の要望に応じてまいります。

町税については、納期内納付を促進し、滞納の未然防止を図るとともに確実な納納計画のもとに、収納率の向上に努めてまいります。

安心、安全のまちづくり

●防災への対応

防災の基本は、「自らの身の安全は、自らが守る」ことで、日ごろから自主的に災害に備えることが大切です。

自主防災組織についても、さらなる充実を図るとともに、「10月5日の防災の日」に、本年は大賀郷地域において、関係機関が一体となって防災訓練を行います。

防災行政無線については、昭和63年に導入しており、無線発信元の親機の老朽化が著しく、防災体制にも支障をきたす可能性がでてまいりました。そこで、親機を交換し、防災体制について万全を期すようにいたします。

●消防

近年、町民生活を取りまく環境は、高齢化により、災害、急病の時、自己対応が困難な高齢者が増えています。そのため、八丈町消防団では、防災パトロールにより点検指導を行い、災害の未然防止に

努めてまいります。

消防設備につきましては、三根分団消防自動車の買換えと、防火水槽3基を新設いたします。

消防職員については、救急救命士の養成と出来る限り幅広い研修を受講させ、島内各事業所で講習会等を実施し、救急救命活動に対応してまいります。

AED機器については、学校や出張所などへ設置し、今後、事業所等への普及、啓発等について進めてまいります。

●新庁舎建設

安全・安心まちづくりのためにも、耐震診断調査により、耐震性・耐久性に問題がある庁舎の建替えについては、早急に取り組まなければなりません。厳しい財政事情ではありますが、町民にやさしい開かれた庁舎建設に向けて、基本プランを策定して検討を行ってまいります。

八丈町の主な事業

●IT推進

ブロードバンドが整備され、携帯電話の不感地域が解消されつつある中、「八丈島

総合ポータルサイトの携帯版」を開設いたしました。今後、これらを活用し、八丈島の情報発信に役立つことが出来ればと考えております。

これに並行して、「八丈島総合ポータルサイト」および「八丈町ホームページ」の充実を図るとともに、昨年度に引き続き、IT講習会など、人材育成に取り組んでまいります。

●環境衛生

環境衛生行政につきまして、かねてから要望の多かった粗大ごみの収集について、従来の持ち込みに加え、本年4月より申し込みによる戸別収集を実施いたします。また、粗大ごみの収集では、有料制を採用し、粗大ごみの発生抑制を図るとともに、地域の助け合いが育まれることを期待します。

フェニックス・ロベレニの活性炭としての有効活用につきまして、補完的な試験研究を追加いたします。

火葬場につきましては、各種法的、事務的手続きを進め建設に向けた準備をいたします。

●国民健康保険

国民健康保険事業は、被保

険者の高齢化、医療技術の進歩などによる医療費の増大により、非常に厳しい状況にあります。

国保税については、滞納額が多く、短期被保険者証および資格証明書の交付等により、納付相談、納付指導を強化し、不公平が生じないように収納率の向上に努めてまいります。

医療費の増加分については、国・都の動向を見据えながら、国保税の改正等も視野に入れた抜本的対策を講じ、国民健康保険の健全な事業運営を図りたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

●児童福祉

少子化時代を迎えて、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境の整備に取り組んでまいります。核家族が進む中、共働き世帯、ひとり親世帯が増加しており、多様化する要望に対応できる保育所のあり方を検討するとともに、子ども家庭支援センターにおいての子育て支援の充実に努めてまいります。

●障害福祉

障害福祉につきましては、

個々の法律で定められていた身体・知的・精神の三障害に共通の福祉サービスを提供することなどを規定した障害者自立支援法が施行されます。

障害者自立支援法は、障害者の自立と社会参加の推進を図ることを目的とするもので、今後関係機関との連携を密にし、自立支援制度が円滑に運営できるよう努めてまいります。

●高齢福祉

八丈町の高齢化率は、1月1日現在、全町民の29・05%を占めており、これまでよりも、保健・福祉・医療の向上と協同が求められます。

その柱として、この4月1日に「八丈町地域包括支援センター」を開設いたします。従来の「八丈町在宅介護支援センター」を発展させたもので、高齢者や介護者の方々に対する相談、支援、調整等の機能強化を図り、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう努めてまいります。

また、昨年度、在宅サービスの拠点として、坂上老人福祉館を改修いたしました。今年度は中之郷ゲートボール場にコートを増設し、地域の

交流の拠点として、より一層の健康増進、介護予防等に取り組んでまいります。

●介護保険

介護保険制度は、大掛かりな改正が行われ、予防重視型システムへと転換されます。心身の状態の悪化防止と改善を図るため、介護予防サービスを提供し、高齢者に住み慣れた地域や環境で生きがいを持ち、自分らしく生活していくことができるよう支援いたします。

また、平成18年度から20年度までの第3期介護保険事業計画を策定いたしました。本計画では、サービス利用者の増加や制度改正によるサービスの供給量の見直しを行うことにより、保険料の改定も余儀なくされ、より充実したサービスの確保に力を入れてまいります。

●ホームヘルパー事業

ホームヘルパー事業は、介護保険制度の改正による予防重視型システムへの転換に伴い、従来の自立向けサービスを存続させ、利用者の方々が、要支援・要介護状態とならないよう、派遣事業を推進してまいります。

●保健事業

保健事業につきましては、町民一人ひとりが自ら健康づくりを行うことを目標に、事業を実施してまいります。

また、健診事業については、生活習慣病健診などの受診率の向上を図り、疾病の早期発見に努めてまいります。

●温泉

温泉事業は、平成17年度に足湯施設を設備しました。今後は、町民の健康増進施設として利用されることを期待しています。既存の温泉施設については、今後も町民と観光客の利用に不便を来さぬよう施設の維持修繕を行ってまいります。

●農業の振興

農業振興の主要施策として、経営構造対策事業により、本年度より平成20年度までに鉄骨ハウスと、防風ネットの整備を行います。

また、フェニックス・ロベレニーの生産拡大や老木樹の更新に備えた稲苗生産供給システムの構築に引き続き取り組み、遊休農地の有効活用・根田原農道の継続整備と湯浜ヶ沢農道、ねぎばな農道の整備に向けた調査・測量にも取

り組みます。

さらに、課題であります農業用水についても、大賀郷地域の改修事業・三根地域の事業採択に向けて、引き続き国や都へ要望してまいります。

●林業関連事業および有害鳥獣対策事業

林業事業については、大里林道の未舗装部分について継続して舗装を行います。また、病害虫対策事業として、松くい虫、トビモンオオエダシヤクについての防除を引き続き実施してまいります。

有害鳥獣対策については、八丈小島の野山羊の捕獲を継続して行うとともに、八丈富士の野山羊やカラスについても、より効果的な対策を実施してまいります。

●緑化事業および花卉振興事業

緑化事業については、坂上地域各自治会の協力を得て実施している「花いっぱい運動」を継続して実施するとともに、坂下地域へのさらなる普及を図ってまいります。

花卉振興事業については、フェニックス・ロベレニー海外輸出、切葉共撰共販体制への支援を行い、さらなる販路拡大と高品質生産品の安定出荷に

取り組み、より一層の産地力の強化を図ってまいります。

●観光の振興

本年度の観光事業計画につきましては、「観光対策アクションプラン」を柱とした計画と「島しょ観光産業活性化事業計画」を基に実施してまいります。

本年度は、緊急対策事業を引き続き実施し旅客誘致に努める一方、事業計画の中では新規事業として宝探しや人材育成、観光コース設定による商品開発など実施してまいります。

また、観光産業をより発展させるため本島の観光拠点としてのねらいから、案内機能、学習機能、食事機能などを持った多目的施設の建設に取り組んでまいります。

●商工の振興

昨年10月にオープンした板橋大山商店街のアンテナショップは、現在ハッピーロードの一角として定着し、本島のPRと特産物の販売に努めております。特に、2月に実施した毎週末のイベントや3月のイベントは、地元での八丈島の存在感を広くPRできたと思っております。特産物の

販売に当たっては、イベントごとに商工会等の協力を得ながら販路拡大につながるよう努めてまいります。

●水産業の振興

水産業振興については、東京ブランドであるカツオ・ハマトビウオ・キンメダイを中心とした島の魚のPR活動を推進するとともに、「つくり育てる漁業」としてシマアジの中間育成放流事業、フクトコブシの種苗放流事業を継続し、生産基盤整備事業についても支援してまいります。

また、新規事業として、ローリングのイベント実施に向けた整備を行い、水産観光の振興を図ってまいります。漁協女性部による、未利用資源を利用した加工商品は、島内では消費者に浸透されてきたところですが、今後は島外での販路開拓にも、取り組んでまいります。

●土木事業

国や東京都の財政状況が厳しい折、国庫補助事業においては、永郷富士山線・長所沢下原線の道路改良事業を継続して施行します。

市町村土木事業において、は、九蔵金土3号線・京言庭

里道3号線のほか2号線を新規に道路改良事業として施行します。

また、まちづくり交付金で、大里八重根港線の排水路改修・川向2号線を施行します。

土地改良事業による基盤整備促進事業としては、神沢農道第2工区の農道整備を新規事業として施行してまいります。災害防止事業においては、東京都農業試験場跡地に、東里排水路を整備いたします。その他町道各路線の維持補修にも努め、地域住民の利便性、産業振興、排水処理をも考慮しながら、道路整備事業に取り組めます。

●町営住宅

町営住宅については、昨年に引き続き中道団地の建替えおよび坂上地域に木造住宅の建設を進めてまいります。

中道団地には、鉄筋コンクリート造2階建て8戸、檜立・中之郷地域にそれぞれ木造住宅2戸の建設を予定しております。

既設住宅の維持修繕については、日常生活に支障をきたさぬように迅速に対応いたしますので、よろしくお願

ます。

●学校教育の充実と連携教育の推進

国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、子どもたち一人ひとりの思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められております。

今年度も昨年度に引き続き、小・中学校生活9年間の計画的、継続的な教育活動を通して基礎・基本を定着させ学力の向上を図り、学習指導・生活指導の充実を推進していきます。また、学校間の交流や家庭、地域との連携を推進し、指導の工夫や改善に活かしてまいります。

特別な教育的支援を必要とする児童・生徒については、個々の教育ニーズに応じた指導が受けられるよう、適切な教育環境を整備するとともに、教育内容の充実を図ってまいります。

●心の教育の充実

豊かな人間性や社会性など、社会が変化しようとも、時代を超えて変わらない価値のあるものを子どもたちが身に付けるようにする必要があります。また、子どもたちを

取り巻く状況を見ると、家庭や地域の教育力の低下、自然体験・社会体験・生活体験の不足、人間関係の気薄化などが指摘されています。このよう

なことを踏まえ、学校教育においては、人権教育および心の教育を充実してまいります。

また、児童・生徒が安全で安心した学校生活を送ることができるよう、学校と家庭・地域が連携して対応を図るとともに、セーフティ教室などを通して、児童・生徒の規範意識や自立心を育成してまいります。

いじめや不登校など児童・生徒の多様な問題については、学校と教育相談員・スクールカウンセラーの連携を強化し、相談機能の充実を図り適切に対応してまいります。

●教育環境の整備

本年度は、統合される新小学校の建設工事に着手し、平成19年度の開校に向け、準備をすすめてまいります。閉校となる学校の体育施設等については、地域の意見を取り入れながら、利用方法を検討してまいります。

また、障害のある子どもたちのために、大賀郷中学校に

「肢体不自由学級」を新設し、併せて校舎の増設工事を行います。

老朽化のすすんだ施設については、年次計画に基づきながら、補修・改築をすすめてまいります。

●学校給食

栄養のバランスのとれた給食、安心して食べられる給食を提供していくことはもとより、島内の身近な食材を学校給食に使用して、地域に根ざした献立の工夫をし、郷土料理の存在やそのよさについて知ってもらうための食育の推進を図ってまいります。

●生涯学習

生涯学習事業として、諸団体の芸術・文化活動の支援や英会話教室、島外体験学習、為朝風作り事業、スポーツ大会などを引き続き実施してまいります。

また、町民が自ら学び、文化やスポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図るため、社会教育活動に係る団体と連携し、活動情報などを広く提供してまいります。施設整備については、昨年に引き続き、多目的運動公園の整備を進め、スポーツ交流の場

を充実していきます。また、八丈町コミュニティセンター、公民館などの社会教育施設の管理・整備に努めてまいります。

八丈島に伝わる有形・無形の文化財などについては、保護に努めるとともに、文化財の公開・活用を通して文化財に親しむ機会を提供してまいります。さらに、歴史的景観である大里玉石垣の保存会等を設立し、玉石垣の保存のため技術者の養成を進めてまいります。

●町立図書館

町立図書館の利用を促進するため、蔵書・視聴覚資料の充実を図るとともに、蔵書・利用者のデータベース化や図書情報の提供を進めるなど、生涯学習の拠点施設として、町民が利用しやすい環境づくりに努めてまいります。

●水道事業

本年は、「膜ろ過方式による高度浄水場処理施設」大賀郷浄水場が完成いたします。本工事は、3か年事業として国・都の補助事業で実施し、坂下地域の住民の方々に提供いたします。

また、本年度の施設につき

ましては、坂下地域配水管布設工事（川向・寺山地区）洞輪沢ポンプ場キュービクル施設改修工事を行い、生活道路関係では、都道・都市計画道路を含め新設および改修工事等、6件の工事を予定しております。

施設の管理を含め、安全で安心して飲める水を安定的に供給してまいりますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

●一般旅客自動車運送事業（バス事業）

バス事業は、来島者の減により、定期観光バスについては、年々減少している現状ではありますが、昨年より路線の見直しを含めた検討会を設置し、協議しているところであり、今後は、八丈島観光振興実行委員会などの意見を聞きながら、路線を検討してまいります。

また、本年度、バス路線の停留所につきましては、道路の整備に合わせ21か所改修いたします。

●病院事業

病院事業は、常勤の医師、日本医科大学、聖マリアンナ医科大学、東京都からの派遣

医師と看護師、技師などの職員が、内科、外科、小児科、産婦人科の診療に従事し、市民の健康維持増進、福祉の向上に寄与しております。

療養病床については、厚生労働省は、介護保険が適用される「介護療養型医療施設」を平成23年度末で廃止する方針を明らかにしました。医療保険の療養病床についても、介護施設への転換を促し、医療の必要性に応じ診療報酬に差をつけるなど検討中と聞いております。町立病院では、これらの国の動向を受け、療養病床について見直しを行い、開設を見送ることにいたしました。今後も国の動向を注視してまいります。

窓口業務については、本年度も1名を委託増員し、医事業務と事務事業の改善に努めてまいります。

次に週休2日制については、島内の週休2日制の現状や、他の病院の状況から、職員の雇用安定の促進と職員の意識改革を図るため、月曜日から金曜日の診療体制に変更し、本年4月から実施いたします。

第2、第4土曜日に実施し

ている臨時診療については、当面、従来どおり休日の特別診療として実施いたします。病院事業につきましては、厳しい経営状況下であります

が、今後も経営改善に努めてまいりますので、ご理解のほど、お願いいたします。

●一般会計

歳 入		
項 目	予 算 額	
町 税	866,029	12.4%
地 方 譲 与 税	149,133	2.1%
地方消費税交付金	111,363	1.6%
自動車取得税交付金	88,740	1.3%
地 方 交 付 税	1,430,000	20.4%
分 担 金・負 担 金	63,756	0.9%
使用料及び手数料	181,651	2.6%
国 庫 支 出 金	675,379	9.7%
都 支 出 金	1,574,440	22.5%
繰 入 金	654,520	9.4%
諸 収 入	106,267	1.5%
町 債	1,048,200	15.0%
そ の 他	42,363	0.6%
計	6,991,841千円	100%

歳 出(性質別)		
項 目	予 算 額	
人 件 費	1,180,403	16.9%
物 件 費	1,062,716	15.2%
維 持 補 修 費	173,059	2.5%
扶 助 費	337,657	4.8%
補 助 費 等	627,263	9.0%
普通建設事業費	2,690,461	38.5%
(補助事業費)	1,625,961	23.3%
(単独事業費ほか)	1,064,500	15.2%
公 債 費	610,956	8.7%
繰 出 金	249,094	3.6%
積 立 金	3,000	0.0%
そ の 他	57,232	0.8%
計	6,991,841千円	100%

●平成18年度会計別予算額

〈各会計の予算〉

一 般 会 計	69億9184万1千円
用 品 会 計	383万2千円
老人保健医療特別会計	7億1032万2千円
介護保険特別会計	6億3123万5千円
国民健康保険特別会計	10億568万円
合 計	93億4291万円

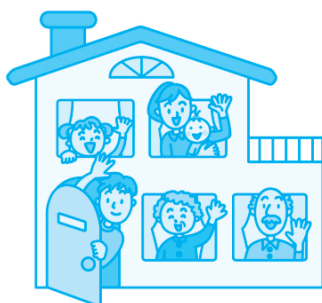
〈公営企業の予算〉

水 道 企 業 会 計	7億4266万6千円
一 般 旅 客 自 動 車 運 送 事 業 会 計	1億4241万4千円
病 院 事 業 会 計	16億5355万2千円
合 計	25億3863万2千円

一般会計予算総額

69億9184万1千円

— 前年度比10.3%増 —



- 相談内容
土地・建物の調査・測量、境界問題および不動産の表示登記の相談
- 相談日時
4月3日(月)
午前10時～午後4時まで
- 相談場所
●小原由男土地家屋調査士事務所
八丈町大賀郷1478番地
●菊池正男土地家屋調査士事務所
八丈町三根143番地
- 相談担当
東京土地家屋調査士会七島支部
東京法務局

「表示登記の日」
無料相談

国保だより

●国民健康保険特別会計の状況

国保特別会計平成16年度の決算は約8千百万円の歳入不足（赤字）でした。このため翌年度の歳入繰上充用金で補てんしています。

さらに、17年度決算見込では、課税所得金額の減による保険税収等の減や医療費等の伸びにより約1億7千万円の歳入不足が見込まれます。

滞納されている方には、短期被保険者証、資格証明書の交付で被保険者間の公平化を図りながら、徴収努力を行っています。食い止めるには以下の点に心がけてください。

○定期的に健康診断を受け病気の早期発見・早期治療を心がけましょう。
○重複していくつものお医者さんにかかるのはやめましょう。

○休日・深夜・時間外診療はできるだけ避けましょう。
○薬をたくさん欲しがるのはやめましょう。

●国保の届け出はお早めに

春は異動の多い季節です。異動に伴い、加入している健康保険が変わる場合があります。

14日以内に届け出をしないと、保険税は加入日からの賦課となり、給付は交付日からとなります。届け出はお早めに住民課または、出張所で済ませてください。

詳しくは、広報はちじょう3月号をご覧ください。

●学生の方

就学のため転出される方には、学生の間限り使用できる④保険証を発行します。

転出の手続きをするときに申し出てください。

また、⑤保険証の交付を受けている方で、卒業・退学された方は、資格喪失の届け出が必要です。

昨年に引き続き学生の方は、18年度分の在学証明書を4月末日までに提出してください。

●食事療養費が変わります

4月1日から食事療養に係る算定方法が改正されます。

これまでは、1日当たりの食事代で計算されましたが、4月からは1食当たりの食事

代で計算されます。詳しくは別表をご覧ください。

		標準負担額	
		改正前 (1日当たり)	改正後 (1食当たり)
一 般		780円	260円
低所得者Ⅱ	90日未満	650円	210円
	90日超	500円	160円
低所得者Ⅰ		300円	100円

●短期証の更新

短期被保険者証は、4月1日更新となります。新しい短期証は郵送でお届けしましたが、国保税を滞納している方で納付相談に応じようとしないう方、納付相談で約束した納付方法を守っていない方は、税の納付相談後に交付することになります。

また、そのまま納付されないときには、保険証を交換してもらい、代わりに資格証明書の交付となります。

資格証明書では、保険証のように保険給付が受けられず、医療費は全額負担となります。お早めに税務課税務係へお越しください。

●国保被保険者資格証明書の交付

八丈町から被保険者証の返還請求を求められている方で、納付相談等をされていない方には、短期被保険者証の更新ができませんので、資格証明書を郵送でお届けします。

なお、被保険者の方で公費負担医療の受給を受けている場合、または、何らかの事情で保険税を納付することができない場合は、お早めに税務課税務係へお越しください。

国保税の納付には便利で納め忘れのない口座振替をご利用ください。

■問い合わせ

住民課国保年金係
内線235

第3回生活安全協議会報告

さる2月17日（金）に第3回八丈町生活安全協議会（安

全で安心して暮らすことのできる社会の実現を目的）が開催されました。

第3回目の会合では、第2回の検討課題（歩行の妨げとなっていたガードレールの撤去や啓蒙活動として横断幕の設置、防犯用品の斡旋状況など）の経過報告が行われた後、事前に各小中学校へのアンケート結果で挙げられた問題点や要望などを元に通学路の安全対策を議題として話し合いを持ちました。

その結果、現在各学校で取り組んでいる安全マップを参考に、登下校時の要所となる所へは「こども110番」のシール貼付（趣旨に賛同していただける方）や街灯の整備を重点的にやっていくことになりました。

また、三根地域では、この4月から老人会の方々が、1・2年生の下校時刻（2・3時頃）に通学路を見回っていくという活動予定も紹介されました。

保護者はもちろんのこと、地域の方の協力により、児童生徒が安全に登下校できる環境にしていくことを確認し、第3回目の会合を終了しました。

税の お知らせ

固定資産税(土地・家屋) 縦覧・閲覧について

●ご自身以外の町内の土地・家屋の価格を見ることができません

●町内に有償で借りている土地・家屋の価格・課税標準額を知ることができます

場所

税務課税務係 内線224

縦覧

平成18年4月1日から5月31日まで(土日祝日を除きます)

午前8時30分から午後5時15分まで

表①で縦覧できる方は、ご自身の固定資産と比較できるように、他の土地や家屋(土地のみをお持ちの方は土地、家屋のみをお持ちの方は家屋)の価格(評価額)を見ることができません。

閲覧・証明

平成18年4月1日から5月

31日まで(土日祝日を除きます)
午前8時30分から午後5時15分まで

表②で申請できる方は、課税台帳の閲覧または、証明(税額は記載されません)の申請をすることができます。

固定資産税課税明細書の送付について

平成18年度固定資産税課税明細書は、納税通知書に同封して5月に送付しますので、ご自分の固定資産に相違がないかを確認してください。

町都民税、所得税の確定申告は済ませましたか

税務課では、平成17年分の町都民税、所得税の確定申告を受け付けています。

未申告の方は、申告期限が過ぎていきますので、すみやかに確定申告書を提出してください。

町税等の納め忘れに 注意してください

平成17年度分の町税などを未納の方は、至急納付してください。

皆さんに納付していただく

町税などは、福祉や教育や道路の整備など町が行うさまざまな事業の貴重な財源となっています。滞納が増えることで、税負担の公平性も損なわれます。

なお、納付書を紛失された方はご連絡ください。すぐに再発行します。

問い合わせ

税務課税務係 内線224

表②

申請できる方	必要なもの
① 町内に土地や家屋を所有している方	I 免許証や保険証など本人を確認できるもの(所有者が法人の場合は、さらに申請書に代表者印を押していただくか、お越しの方に委任状が必要です)
② 町内の土地や家屋を有償で借りている方(賃貸借契約書に賃借人として記載されている方、登記簿に賃借権などの権利人として記載されている方)	II 賃貸借契約書(コピー可)または登記簿謄本(登記簿に賃借権などの権利人として記載されている方、コピー可)免許証、保険証など本人を確認できるもの ※申請の際は、必ず地番や家屋番号を指定してください
③ ①の方が亡くなっている場合は、その相続人	III ①の方の除籍謄本(コピー可)とご自身の戸籍謄本(コピー可)などで相続確認できるもの、免許証、保険証など本人を確認できるもの
④ ②の方のうち、賃借権などの権利人として登記されていて、なおかつ権利人が亡くなっている場合は、その相続人(賃貸借契約書のみの方は該当しません)	IV ②の方の除籍謄本(コピー可)とご自身の戸籍謄本、保険証、免許証など本人を確認できるもの ※申請の際は、必ず地番や家屋番号を指定してください
⑤ ①、③の方から委任されている方	V ①、③の方からの委任状と免許証など本人を確認できるもの ※③の方からの委任状の場合は、さらにIIIに揚げる書類も必要です
⑥ ②、④の方から委任されている方	VI ②、④の方からの委任状と免許証や保険証など本人を確認できるもの ※②の方からの委任状の場合は、さらにIIに揚げる書類も必要です。 ※④の方からの委任状の場合は、さらにIVに揚げる書類も必要です
⑦ 所有者など総務省令で定められた固定資産を処分する権限を持つ方	VII 裁判所が選任したことを示す書類や業登記簿などの権利を示す書類が必要です
⑧ 民事訴訟費用に関する法律のうち、訴えの提起や控訴の提起などの申し立てをする方	VIII 裁判所に提出する訴状などの関係書類が必要です

【手数料】 ●同一所有者で土地3筆または家屋3筆まで300円

表①

縦覧できる方	必要な方
① 平成18年1月1日時点で、町内に課税されている土地や家屋を所有している方	I 免許証や保険証など本人を確認できるもの(所有者が法人の場合は、さらに申請書に代表者印を押していただくか、お越しの方に委任状が必要です)
② ①の方が亡くなっている場合はその相続人	II ①の方の除籍謄本(コピー可)とご自身の戸籍謄本(コピー可)などで相続確認できるもの、免許証や保険証などの本人を確認できるもの
③ ①、②の方から委任されている方	III ①、②の方からの委任状と免許証や保険証など本人を確認できるもの ※②の方からの委任状の場合は、さらにIIに揚げる書類も必要です

【縦覧内容】 ●土地＝所在・地番・地目・地積・価格
●所在＝所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格

【注意事項】 ●縦覧帳簿には所有者の名前は記載されていませんので、必ず地番または家屋番号を指定してください
●ご自身所有以外の土地や家屋については、所有者の名前や評価の内容をお知らせすることができません
●混雑時などにはお待ちいただくこともありますので、ご協力をお願いします。

【手数料】 ●無料

町長 上京日記 2月

1日～2日

- ANA822便にて上京
- 全日空(株)若狭顧問「お別れの会」
- ANA821便にて帰島

8日～10日

- ANA830便にて上京
- 地域農政に関する市町村長懇談会、懇親会
- 国土審議会事前説明会
- 東京都教育庁次長訪問
- ANA829便にて帰島

13日～16日

- ANA822便にて上京
- 優良町村および自治功労者の表彰伝達式
- 東京都町村特別職等自治研修会
- 東京都町村会役員会
- 東京都町村会定期総会
- 平成18年東京都島嶼町村会定期総会
- 平成18年東京都島嶼町村会・同議事会第1回合同会議
- 平成18年東京都島嶼町村一部事務組合定例会
- 町村長・議会議長と東海汽船(株)幹部との意見交換会
- ANA821便にて帰島

21日～25日

- ANA822便にて上京
- 東京都保健福祉局訪問
- 全国離島振興協議会正副会長会議打ち合わせ
- 国土審議会第3回離島振興対策分科会
- 全国離島振興協議会第4回正副会長会議
- 全国離島振興協議会第5回理事会
- (財)日本離島センター第4回理事会
- 離島振興懇談会
- (財)東京都島しょ振興公社第4回理事会
- 第4回伊豆諸島・小笠原諸島地域経済活性化対策協議会
- 第3回島じま2006実行委員会
- 全国養護共済会訪問
- 国土交通省訪問
- 第13回東京海区漁業調整委員会
- ANA823便にて帰島

27日～28日

- ANA822便にて上京
- 東京都総務局行政部長訪問
- 東京都議会議長訪問
- 東京都土地改良事業団体連合会事前説明
- 東京都土地改良事業団体連合会第49回理事会・総会
- ANA829便にて帰島

町税等の口座振替(自動払込)について

町税などの納付については、口座振替(自動払込)が便利です。

1 口座振替ができるもの

町民税・都民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、水道使用料、保育料、住宅使用料、学校給食費

2 口座振替の利点

- (1) 時間の節約 町役場や金融機関等へ納付のたびに出向かなくて済みます。
- (2) 納税の確認 預・貯金通帳に納付記録が残るので、確認が容易になります。

3 口座振替のできる金融機関等

- 七島信用組合の本店・支店
- みずほ銀行の本店・支店
- 全国の郵便局

4 口座振替の手続き

(1) 金融機関等に申し込む場合

上記3の預・貯金口座のある金融機関や郵便局に預・貯金通帳、届出印、納付書をお持ちになり、窓口へ備えてある口座振替依頼書に必要事項を記入のうえ、提出してください。おおむね2か月後以降の納期分より振替(払込)になります。

(2) 口座振替をしている金融機関等を変更する場合

変更したい金融機関等へ口座振替依頼書を提出してください。

八丈町職員募集

【職種】

○事務職

○消防職

【採用予定年月日】

○平成18年5月1日以降(応相談)

【勤務場所】

○事務職

特に定めない

○消防職

八丈町消防本部

【待遇】

職員の給与に関する条例などによる

【応募資格】

○事務職

高等学校卒業以上の方で、昭和51年4月2日以降に生まれた方

○消防職

高等学校卒業以上の方で、昭和51年4月2日以降に生まれた方

※地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方は、受験できません。

【試験の方法】

○共通

ア 筆記試験(教養試験・論文)

イ 口述試験(個人面接)

【試験の日時・場所】

4月24日(月) 午前9時

八丈町役場会議室

【申込締切】

4月17日(月) 午後5時

(郵送の場合、同日必着)

【提出書類】

○共通

・履歴書(町指定のもの・自筆)

・写真(上半身脱帽正面向4cm×4cm・履歴書にはること)

・最終学校卒業証明書(卒業証書の写し可)

・健康診断書(町指定のもの)

※消防職

運転免許証の写し

【申込・問い合わせ】

東京都八丈島八丈町大賀郷

2345番地1

八丈町総務課庶務係

電話04996-21121

内線212

子ども家庭支援センターからのお知らせ

●交流ひろばの催しについて

ひろばでは、毎週親子で楽しめる催しを予定しています。

4月からは、水曜日の午前10時からとなります。

お誘い合わせのうえ、ご来場ください。

●4月の予定

・5日(水)

16ミリ映画上映(10分×2本)

・12日(水)

「こいのぼり・かぶと」をつくろう

・19日(水)

アロマ粘土をつくってあそぼう

・26日(水)

手遊びうたで一緒にあそぼう

◎身体測定について

一緒に心と体の成長を確かめあえるよう、4月から計測を始めます。

お気軽にご利用ください。

●問い合わせ

子ども家庭支援センター

電話214300

国民年金

学生納付特例制度の手続きをお忘れなく

学生納付特例制度は、大学・専修学校などの学生の時に、収入が少なく保険料を納めることが困難なときに、本人の前年の所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付義務が猶予される制度です。

平成17年度に学生納付特例制度を承認されていて、引き続き平成18年度も学生納付特例制度を受けようとする方は、平成18年度中に再度、申請する必要があります。

また、平成17年度に学生納付特例制度を希望し、申請されていない方は、平成18年4月中に申請されれば、平成17年4月に遡って承認されますので、お早めに手続きをお願いします。

なお、申請の際には、学生証や在学証明書が必要となります。

学生納付特例制度に関する内容や手続き方法についての

問い合わせは、住所地の区市町村役場国民年金係まで。

平成18年度の国民年金保険料と年金額について

◎国民年金保険料

国民年金保険料は、急速な少子高齢化に対応し、年金を支える側と受け取る側のバランスを図るため、平成17年度から平成29年度まで毎年度月額280円引き上げられることになっています。

その為、平成18年4月から平成19年3月までの国民年金保険料は、月額13,860円となります。

◎年金額

国民年金や厚生年金は、物価の伸び（消費者物価指数の変動率）に応じて年金額が改定される仕組みになっています。

平成17年の年平均の消費者物価指数が対前年比マイナス0・3%であったため、平成18年度の年金額は、平成17年度の年金額より0・3%少ない額となります。

なお、平成18年4月分より新しい年金額となりますので、平成18年6月の定期支払分から変更となります。

「平成18年度年金額」

老齢基礎年金額（年額）
792,100円

人生の節目には届出が必要です

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までのすべての人が加入する制度です。20歳になったとき、就職や退職・結婚などの人生の節目には届出が必要です。届出を忘れると、将来、年金が受けられない場合がありますのでご注意ください。

障害基礎年金と老齢厚生年金等が併せて受給可能になります

今までの年金制度では、障害基礎年金と老齢厚生年金、障害基礎年金と遺族厚生年金は併せて受給（併給）することができませんでした。

このため、障害基礎年金を受給している方は、障害を有しながら勤務して自ら厚生年金保険料を納付しても、納付したことが年金給付に反映されにくい仕組みとなっていました。

平成18年4月からこれを改

正し、65歳以上の障害基礎年金（旧法による障害年金も含む）の受給権者は、障害基礎年金を受給しながら老齢厚生年金または遺族厚生年金を併給することができるようになります。

障害基礎年金と老齢厚生年金などの併給に関するお問い合わせは、ねんきんダイヤル（0570-071165）または、港社会保険事務所（03-5401-3211）まで。

納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。

こんなとき	必要な国民年金の届出
20歳になったとき	厚生年金保険や共済組合に加入していない方や学生は、国民年金の加入手続きが必要です。
住所や氏名が変わったとき	変更の手続きが必要です。 （保険料を口座振替で納めている方は、口座名義の変更手続きも必要です。）
就職したとき（厚生年金保険や共済組合に加入したとき）	第1号被保険者や第3号被保険者が厚生年金保険・共済組合に加入したときは、第2号被保険者への変更手続きが必要です。※1
第2号被保険者が会社などを退職したとき	60歳未満の方は、第1号被保険者または第3号被保険者への種別変更手続きが必要です。
厚生年金保険・共済組合に加入中の妻（夫）が被扶養者になったとき	厚生年金保険・共済組合に加入中の妻（夫）は、第3号被保険者への種別変更手続きが必要です。※2
厚生年金保険・共済組合に加入中の妻（夫）が被扶養者でなくなったとき	厚生年金保険・共済組合に加入中の妻（夫）は、第1号被保険者への種別変更手続きが必要です。
厚生年金保険・共済組合に加入中の方が転職したとき	第3号被保険者の種別確認手続きが必要です ※2
厚生年金保険・共済組合に加入中の方が65歳になったとき（老齢および退職を事由とする年金の受給権がない方は除く）	第1号被保険者への種別変更手続きが必要です。

※1. 勤務先の事業主からの資格取得届が社会保険事務所に届出されている場合は、本人の届出は不要です。
※2. 夫（妻）の勤務先の事業主を経由して社会保険事務所に届出をしてください。

環境だより

●ごみの出し方について

集積所は近くに住む方々によって、きれいに管理されています。ごみ袋に記名してないものや分別が守られていないもの、「東京都推奨袋」を使っていないもの、ごみを出す時間を守っていないなどマナーの悪さが目立っています。自分のごみに責任を持って、マナーの悪いごみの出し方はやめてください。ご協力のほどよろしく願います。

●クリーンセンターへのごみの持ち込みについて

ごみは分別方法を守り、月曜日から土曜日の午前9時から午後5時までの間に持ち込んでください。ごみを持ち込むときは、ごみが散乱しないように運搬してください。

●ごみ集積所用ネット（ステーションネット）について

カラスやねこ、風などによ

る飛散防止のため、ステーションネットを準備しています。

利用される方は、住民課環境係までご連絡ください。

また、生ごみなどを新聞紙などに包んでごみ袋に入れるよう、お願いします。

●浄化槽をお使いのみなさんへ

①浄化槽をお使いの方には、浄化槽法により年一度の法定検査が義務付けられています。

法の改正があり（平成18年2月1日施行）、法定検査を受検しない場合に対する都知事の指導監督権限の規定および浄化槽の使用廃止の届出の規定が創設されました。

町では、5月～6月、10月～11月を検査月間として、指定検査機関の検査員が島内を回りますので、できるかぎりこの期間内に法定検査を受けてください。

法定検査の申し込みは、社団法人東京都生活水環境システム協会（電話042-589-8782）、浄化槽に関する問い合わせは、東京都環境局一般廃棄物対策課（電話03-5388-3583）まで

をお願いします。

なお、法定検査の申し込みは、保守点検業者や清掃業者に委託することもできます。必ず受検するようにお願いします。

②浄化槽設置補助金について

町では、合併処理浄化槽設置整備事業補助対象者に対して補助金を交付しています。ぜひ、ご活用ください。

■問い合わせ

住民課環境係
内線233・234

大島管理型最終処分場について

東京都島嶼町村一部事務組合では、島しょ地域の廃棄物を適正に処理していくために、地域環境の保全および安全性に配慮した一般廃棄物管理型最終処分場の整備を進めています。

最終処分場の整備につきましては、平成11年7月の厚生省通知により、焼却灰等の処理について遮水シート等を有していない施設での受入を停止するよう指導を受け、島し

よ地域においても管理型最終処分場の緊急整備が必要となりました。

平成11年9月、島しょの各町村長で構成する「島嶼地域最終処分場対策委員会」において、島しょ8町村（大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村）による共同作業で、北域の大島町、南域の八丈町の2箇所到最后処分場を整備する計画とし、東京都島嶼町村一部事務組合が事業主体で進めてきたところです。

これまでの間、島しょ地域の焼却地域は、平成12年度から平成17年度末を期限とし、東京二十三区清掃一部事務組合との協定締結により、大田清掃工場で溶融処理を行ってきました。

当初の処分場整備計画では、大島と八丈島に同時に処分場を整備し、2箇所で行っていく予定でしたが、八丈処分場の中の郷の事業予定地の取得が遅れている状況から、平成18年4月から当面の間、8町村の焼却灰については、大島最終処分場で処理することとなりました。

貴重な最終処分場であり、

少しでも長く使用していくために、今後各町村におけるごみ減量化、延命化施策が重要であることはいうまでもありません。

今後も住民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ

東京都島嶼町村一部事務組合
電話03-3432-4961



+10000人推進室から

～今村あかね室長報告 <<最終回>>～

3月21日現在 飛行機利用者 **98,986人** (八丈町「+10000人」カウントダウンより)
※確定人数ではありません

2月は大幅に利用者が増えました。3月も予約状況を見る限りは好調のよう、あとは欠航しないことを祈るだけ。
結果はどうあれ、島民が心をついてがんばったことはすばらしいことでした。
この半年間で協力いただきありがとうございました。



皆様の応援・ご指導のもと、+10000人推進室長という役目を無事終えることができました。行政・民間の間の位置づけにより、とまどうことも多い環境でしたが、とてもよい経験となりました。島内・島外、たくさんの方に限らず、島の活性化のために、島民一丸となれる環境になってほしいと願います。半年間、本当にありがとうございました。

今村 あかね



たくさんのご指導があつて6か月間やり抜くことができました。多くの方からの応援の言葉がとてうれしく、島民が一丸になっている実感を持ちました。1万人キャンペーンは3月で終了しますが、これから島民の本当の力を見せる時になっていくと思います。八丈島を訪れた人が笑顔になって帰ってくれるように、まず、自分にできる挨拶からやってみようと思っています。

蔵淵 佳子



+10000人に関わった人たちの真剣な表情は、本当に八丈島をいい島にしたいという情熱が、島民一人ひとりからも感じられました。この「+10000人」によって動き出した八丈島の人たちが、今後の八丈島をもっといい方向に変えて行くに信じています。

小林 奈々絵

○飛行機の利用状況(2月28日現在)

	利用者数(1日平均)	前年度実績	増減(△)	伸び率
10月	16,809人(542人)	14,666人	2,143人	14.6%
11月	17,365人(578人)	15,722人	1,643人	10.5%
12月	17,267人(557人)	15,197人	2,070人	13.6%
1月	16,886人(544人)	17,490人	△604人	△3.4%
2月	14,913人(532人)	12,814人	2,099人	16.4%
計	83,240人(551人)	75,889人	7,351人	9.7%

この人数は有償・無償すべての利用者です

○めんなわせフォトコンテスト事務局

<http://shoden.ddo.jp/~wase/> 2月コンテスト発表 応募総数 89点

<入賞10点> ★入賞された方にはペア往復航空券が贈られました。



「雪の朝」
栗本吉一さん



「海から湯気?」
新堀昌俊さん



「ひとやすみ」
おじゃーさん



「冬の花路」
おじゃーさん



「タイムスリップ」
原田朝夫さん



「太陽に向かって飛べ!」
44さん



「眼差しの向こうには…春」
バズさん



「暁」
としさん



「夢をのせて…」
越沼規充さん



「アロエの表情」
takaさん

<特別賞7点> 青ヶ島焼酎 賞 「浜辺の散歩」おじゃーさん 「櫻小バイバイ」カナママさん

八丈島焼酎 賞 「海燃ゆる」新堀昌俊さん

為朝風 賞 「自由人」ミクラーさん 「音に刻む」おじゃーさん

島とうがらし しょうゆ 賞 「潜りに来たのに」バズさん 「アロエシャーベット新発売」ちいさん

教育相談室

シイの若葉がまぶしい4月。入学、進級の季節を迎え、友達や先生、さまざまな学習との出会いに心はずむ季節です。

新しい人やものごととの出会いは、新しい自分の発見でもありますから、入学・進級はこれまでとは違う自分を発見する「学びの出發」です。ワクワク、ドキドキで始まった旅にも雨や風の日があるように新たな自分と出会う旅にもさまざまな困難がつきまとうものです。人間関係のトラブル、学習でのつまづき、そして何のために学ぶのかという深くおもしろい問いの答えを求めての悩み……。夢の現実、豊かな暮らし、人格の完成……。学ぶ目的はいろいろ表現できても、いったん自信をなくし「そんなことができるのか？」と思いつめてしまふと、なかなかそこから抜け出すきっかけが見つかりません。まわりでもいろいろな形で助け船を用意するのですが、つい望まない将来像を示している「そうならないために！」と

いうことを動機づけにしてしまう傾向があります。

また、「ニンジン」をぶら下げて尻をたたく「こと」もありがちです。ごほうびの品だったり、お小遣いだったり、物やお金に対する欲望を刺激して、取り組ませようという作戦です。子どもの苦しむ姿を見ることが大人にとつてもつらいことで、なんとか力になつてやりたいの思いは自然な心のあり方なのかもしれないが、それでも子どもが自分の力で超えなければならぬ山というものがあるように思われます。学ぶことの意味について、古来いく人もの人が名言を残しています。ただ、それだけ多くの人がこのテーマにつまづき、思い悩んだ結果とも考えられます。昔の人はまずテキストの一字一句を写すことから学習を始めなければなりませんでしたが、情報通信機器の発達で簡単にいろいろな知識が手に入るようになりました。便利な生活が、それと引き換えに多くのことを失ったのも事実です。「艱難汝を玉にす。」読み・かんなんなんじたまにす「苦しいことやつらい目にあつてのち、一人前の人間になるのだ」というこの教えに

従うならば、ある程度の試練は大人が用意しておかなければならないことになります。

●問い合わせ

●教育相談室 火・金

午前8時30分～午後5時

●電話・ファックス

210591

●場所

大賀郷767215

(旧ちよんこめ訓練所)

平成18年度英会話教室生徒募集

●受講資格

八丈町に住んでいる小学生

以上の方

●募集締切

4月17日(月)

●申込方法

○申込書(1通)

教育課生涯学習係、各出張所に用意してあります。

○返信用封筒(1枚)

あて先を記入し、80円切手を貼付してください。

●提出先

教育課生涯学習係

●設置クラス

○学生の部

小学生、中学生、高校生

○一般の部

初、中、上級

○一般ベビークラス

幼児同伴可能なクラス

●受講場所

○大賀郷公民館

一般の部、一般ベビークラス、三根・大賀郷地域の学生

生の部

○中之郷公民館

一般の部、檜立・中之郷・末吉地域の学生の部

●問い合わせ

教育課生涯学習係

電話210797

八丈町

奨学金資金

平成18年度の八丈町奨学金資金貸付の受け付けをします。

対象となるのは、学校教育法に規定する大学・専修学校へ進学を希望し、成績優秀、健康で経済的事由により修学困難な学生です。

●貸付金

別表のとおり

●提出書類

①奨学資金申込書

②成績証明書

③健康診断書

④所得証明書など

申込期限

4月28日(金)

●問い合わせ

教育課庶務係

電話210797

期限切れ等

消火器を回収します

八丈町消防本部、消防団では、一般住宅における、期限切れ等消火器の回収・廃棄を実施していきます。

期限切れ消火器とは、製造後、約8年以上経過しているものや、腐食、変形が生じている消火器です。

当該消火器をお持ちの方は、各地域出張所(大賀郷地域)につきましては消防本部までご持参ください。

●問い合わせ

八丈町消防本部 予防係

電話210119

母子保健

3～4か月乳児健康診査

■対象者

平成17年11月15日～平成18年1月18日生まれの乳児

■日時

4月18日（火）

受付時間

午後1時15分～1時45分

■場所

八丈町保健福祉センター

■内容

乳児健康診査、BCG接種、離乳食講習会

1歳6か月児健康診査

■対象者

平成16年8月22日～平成16年10月11日生まれの幼児

■日時

4月11日（火）

受付時間

午後1時15分～1時45分

■場所

八丈町保健福祉センター

2歳児歯科健康診査

■対象者

平成16年2月10日～平成16

年4月20日生まれの幼児

■日時

4月20日（木）

受付時間

午前9時30分～10時

■場所

八丈町保健福祉センター

※健診の各対象者には個別通知します。

いこども心理相談

■対象者

1歳6か月以上の未就学児

■日時

4月11日（火）

午前9時～午後4時

■場所

八丈町保健福祉センター

■内容

言葉が遅い・落ち着きがない・身体の動きがぎこちない・妙な癖があるなど心配なことがありましたら、専門の心理相談員が相談に応じます。※心理相談は電話予約をしてください。

すくすく相談（発育・発達・栄養等相談）

アレルギーがあり食事に不安があるなど、発育、発達、栄養、歯科などの情報を得たい方はお気軽にご利用ください。妊婦相談にも応じます。

母子健康手帳をご持参ください。

■日程

4月24日（月）

■受付時間

午前9時30分～10時30分

■場所

八丈町保健福祉センター

■問い合わせ

健康課保健係

電話 2-5570

介護保険だより

●平成18年度からの介護保険制度について

この度、八丈町第3期介護保険事業計画が策定され、第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料が3月の八丈町議会定例会において可決されました。

また、平成18年度より要支援・介護認定区分の見直し、介護報酬についても改定などが行われます。

●介護保険料

介護保険制度が予防重視型システムへの転換を打ち出し、地域支援事業が創設されたこ

と、住み慣れた地域で安心して生活できる地域密着型サービスが創設されたことなどを反映して、介護保険料の基準月額

額は3,500円となりました。

介護保険制度を支える保険料の改定にご理解とご協力をお願いします。

●要支援・介護区分の改正について

従来6段階だった要支援・要介護区分が7段階に変更となります。（従来の要介護1を細分化し、要支援1、要支援2となります）

区分の見直しについては、認定期間の満了に伴う更新により、順次行っていく予定です。（心身の状態により、区分の変更を要する場合を除きます）

●介護報酬

介護報酬（各種サービスの費用の額）は、効率・適正化の観点から改定が行われ、平成15年4月と比較すると、

在宅分平均 △1%
施設分平均 △4%
全体 △2・4%

減額となります。また、介護予防サービス（要支援者の方に対するサービス）については、月単

位の定額報酬になります。

●地域包括支援センターを設置します

従来の「在宅介護支援センター」を廃止し、より包括的な支援に取り組むことができる「地域包括支援センター」へと発展させます。

運営主体は、町の委託により、社会福祉法人養和会が行うこととなります。

主任ケアマネジャー、看護師、社会福祉士と専門職員を配置し、各々の技能を活かしながら、各種のサービスや住民活動へつなげていきますので、介護に関するご相談などありましたら、八丈町地域包括支援センターまでお問い合わせください。

◎八丈町地域包括支援センター

■所在地

八丈町大賀郷7670番地1

■電話

2-10580

※詳しくは、広報折り込みの「八丈町第3期介護保険事業計画ダイジェスト」をご覧ください。

■問い合わせ

健康課高齢福祉係
電話 2-5570

犬の登録・注射のお知らせ

飼い犬の狂犬病予防注射を次の日程で行います。

お近くの会場で忘れずに済ませてください。

○犬を清潔にし、犬をしつかりおさえられる方が連れてきてください。

○犬のふんを始末するための袋を用意してください。

料金

◎予防注射料金

3,550円

(内訳)

・予防注射料

3,000円

・注射済票交付手数料

550円

◎新規登録手数料金

3,000円

■問い合わせ

健康課保健係

電話 2-5570

月 日	会 場	時 間
4月13日 (木)	小宮山久男商店駐車場	9:00～10:00
	八丈島漁協護神倉庫前	10:10～10:30
	パパズ・イン駐車場	10:40～11:00
	八丈島漁協神湊倉庫跡前	11:10～11:30
	西見バス停前	13:30～14:00
	東海汽船 八重根待合所前	14:15～14:40
4月14日 (金)	大賀郷公民館駐車場	9:00～ 9:30
	大里バス停前	9:40～10:00
	榎立公民館車庫	10:15～10:40
	中之郷公民館前	10:50～11:20
	末吉公民館前	11:30～11:50
	八丈町保健福祉センター	14:00～16:00

飼い主に
守ってほしいこと！

最近、犬の放し飼いの苦情が増えていきます。

犬を連動させるときは、必ず引き綱などをつないで行ってください。

また、犬のフンはそのまま放置せず、必ず飼い主が始末してください。

平成18年度敬老会の開催について

高齢者の方々を対象に、感謝とその長寿をお祝いする会を各地域で開催します。

各地域の開催日は、次のとおりです。

◎三根地域（三根小学校体育館）

5月21日（日）

◎大賀郷地域（大賀郷公民館）

9月18日（月・敬老の日）

◎榎立地域（榎立公民館）

9月18日（月・敬老の日）

◎中之郷地域（中之郷公民館）

4月19日（水）

◎末吉地域（末吉公民館）

9月18日（月・敬老の日）

問い合わせ

健康課高齢福祉係

電話 2-5570

足湯で健康 ラットマッサージ 教室

さる3月15日にオープンした『足湯きらめき』で足の血行を良くするマッサージを中心に健康教室を開催します。

日時

・4月13日（木）

・4月20日（木）

午後1時30分～

午後2時30分

※雨天の場合はザ・BOON（休憩室）で行います。

内容

血行を良くする足のマッサージの講習会（アロマを使って効果をアップ）

定員

15名程度

申込方法

希望する日の前日までに電話でお申し込みください。

問い合わせ

健康課保健係

電話 2-5570

高齢者実態把握調査の実施について

高齢者実態把握調査とは、在宅における65歳以上の方の生活の実態などを把握し、在宅支援に向けた施策の検討に資するための調査です。

皆さんのご家庭へ民生委員が訪問して、聴き取りなどを行いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、この4月より、地域支援事業が介護保険制度に創設されました。このうち、介護予防事業の実施に向けた特定高齢者の選定において、本調査の結果をご活用させていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、本調査において、知り得た事柄につきましては、厳重に取り扱わせていただきますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

問い合わせ

健康課高齢福祉係

電話 2-5570

心身障害者(児) 巡回相談について

東京都心身障害者福祉センターでは、次のとおり巡回相談を行います。

相談を受けたい方は、健康課保健係までお申し込みください。

相談できる内容は目(視覚障害)、耳(聴覚障害)、肢体不自由および知的障害者に限らせていただきます。

なお、相談内容により相談日が異なりますのでご注意ください。

■対象者

①身体障害者手帳を取得した方

(障害部位：目・耳・肢体不自由)

②身体障害者手帳を交付されている方で内容の変更をしたい方

③車いす・つえ・補聴器等の補装具の必要な方

※ただし、介護保険法対象者(65歳以上の障害者・特定疾病による40歳～64歳の障害者)の方は、車いす(標準型)の交付を

除きます。

④愛の手帳を取得したい方、または、程度変更を希望される方

■日時

・肢体不自由および知的障害者

5月11日(木) 12日(金)

午前10時～午後4時30分

・視覚障害および聴覚障害

5月12日(金)

午前10時～午後4時30分

■場所

八丈町保健福祉センター

1階ホール

■持参するもの

・身体障害者手帳(現在、交付されている方)

・印鑑

■予約期間

4月3日(月)～4月14日(金)

午前9時～正午、

午後1時～5時

(土・日は除きます)

※予約されない方は、直接、

会場にお越しになっても

相談できます。

■問い合わせ

健康課保健係

電話 2-55570

老人保健法の食事療養に係る標準負担額の改正について

平成18年4月1日より老人保健法の食事療養費に係る標準負担額(本人負担額)が1食単位に見直されることとなりました。標準負担額については、1日当たり3食に相当する額を限度とし、別表のとおりになります。

		標準負担額	
		改正前 (1日当たり)	改正後 (1食当たり)
一般		780円	260円
低所得者Ⅱ	90日未満	650円	210円
	90日超	500円	160円
低所得者Ⅰ		300円	100円

■問い合わせ

健康課高齢福祉係
電話 2-55570

予防接種のお知らせ

町の集団接種(三種混合・麻しん・風しん)を受けられなかった方は、健康課保健係で接種の日時を予約し、予防接種無料券を受け取ってください。

●4月の予防接種外来

■日時

4月12日(水)

4月20日(水)

午後2時30分～3時

(予約制)

■場所

町立八丈病院小児科

受付締切は、接種希望日の1週間前です。

健康課保健係

電話 2-55570

図書館からのお知らせ

●休館日

毎週水曜日

4月28日(金・館内整理日) 4月29日(土・みどりの日)

●開館時間

午前9時～午後4時30分

●新着図書

『沖で待つ』 絲山秋子

『世界のラッキーアイテム77ヨーロッパ編』 大和田聡子

『きょうから体育が好きになる!なわとび・短距離走』 下山真二

『デモナータ 2幕 悪魔の怪人』 タレン・ジャン ほか

●図書館の秘密「ラベルの数字」

本の背表紙のラベルに書かれている数字は、その本の内容を表しています。内容だけではなく、国や年代が変われば数字も変わります。

例えば、日本の現代小説は、913.6。これが欧米の小説だと、933.7、ドイツは943.7になります。源氏物語は、913.36ですが、瀬戸内寂聴が現代語訳すると913.369になります。

このように複雑ではありますが、ラベルの数字の場所に自分が探している本がまとまっています。本を探するときの目安にしてください。また、本を探しやすいように、本棚から出した本は元の場所に戻してください。(探している本が何番なのかはカウンターでお尋ねください)



4月の航路ダイヤ



【ANA】TEL／0120-029-222 (携帯電話の場合 0570-029-222)

A320:エアバス320(166席)
737-500(126席)

便名	羽田発	大島着/発	八丈着	機種	便名	八丈発	大島着/発	羽田着	機種
821	07:40	→	08:30	A320	822	09:05	→	09:50	A320
823	10:30	→	11:20	B737	850(844)	11:55	12:35/13:05	13:35	B737
843(849)	13:55	14:30/15:00	15:35	B737	826	16:05	→	16:50	B737
829	16:05	→	16:55	A320	830	17:30	→	18:15	A320

	普通運賃	往復割引(片道)	特 割 1	八丈島乗継きっぷ
羽田＝八丈島	17,800	11,300	11,300	11,300
大島＝八丈島	15,900	11,200	10,700	—

※特割、超割など各種割引サービスをご利用ください。

【東海汽船】TEL／2-1211

「かめりあ丸」「さるびあ丸」

三宅島・御蔵島経由 東京発〈東京発22:30 八丈発10:10〉



2月の主な会議

日	会議名	議題等
1日	町議	樫立自治会要望事項ほか
10日	課長連絡会議	職員住宅貸与希望者の募集ほか
10日	総務文教委員協議会	中之郷・樫立小学校校舎建設の進捗状況ほか
13日	教育委員会	平成17年度就学援助費受給者の認定ほか
20日	課長連絡会議	八丈支庁・八丈町連絡協議会の開催ほか
20日	総務文教委員協議会	平成18年度事業計画ほか
20日	経済企業委員会協議会	平成18年度事業計画
24日	農業委員会総会	農地法第3条の規定による許可申請ほか

■訂正

広報はちじょう3月号の町の人口の数字に誤りがありました。

正しくは次のとおりです。

お詫びして訂正いたします。

町の人口 (2月1日現在)

人 口	8,826 減 9人	男 4,449人 減 3人
		女 4,377人 減 6人
世帯数	4,709 減 1世帯	

1月中の異動

転入ほか	53人 (うち出生3人)
転出ほか	62人 (うち死亡15人)

●島内生鮮食料品等小売価格調べ

平成18年2月調べ(税抜き価格 単位:円)

区分 品 目	規 格	最低価格	最高価格	平均価格	前回調査 平均価格
キャベツ(中)	島内産 1個	200	338	261	235
	島外産 1個	258	392	310	
じゃがいも	島内産 1kg	235	350	293	237
	島外産 1kg	153	380	263	
たまねぎ	1kg	180	300	217	220
あしたば	1束	100	200	141	314
牛肉	カルビ 100g	国産			629
		外国	100	268	210
豚肉	肩ロース100g	68	198	168	181
鶏肉	モモ肉100g	82	158	120	127
鶏卵	(M)10個	地卵	305	370	341
		他	98	360	219
鶏卵	(L)10個	地卵	378	347	368
		他	158	330	255
まぐろ	刺身用 100g	赤身	258	850	589
		中トロ	1,029	1,029	1,029
みそ	1kg	パック入	168	530	350
		ポリ袋入	268	597	393
しょうゆ	ボトル入1L	228	347	299	295
砂糖	上白糖ポリ袋入1kg	140	315	233	223
サラダ油	ボトル入1.5kg	198	630	484	457
牛乳	パック入1L 乳脂肪分3.0%以上	138	294	248	256
灯油	配達料込18L	1,692	1,836	1,794	1,659
ガソリン	レギュラー 1L	現金	151	160	157
		掛売	151	168	161

SCHEDULE 2006 4月

三根公民館 大賀郷公民館 檜立公民館 中之郷公民館 末吉公民館 八丈町保健福祉センター 町立八丈病院 保健所 坂上老人福祉館

三 大 檜 中 末 保福 町病 保 上老

日	月	火	水	木	金	土
春の交通安全運動 おもいやり 人に車に この街に 4月6日(木)～15日(土)						
2	3 高齢者健康教室 大 10:00～12:00	4 高齢者健康教室 末 10:00～12:00	5 図書館休館日	6 介護保険意見書受診 町病 12:30～	7	8
9	10 高齢者健康教室 中 10:00～12:00	11 1歳6か月児健康診査 保福 13:15～13:45 こども心理相談 保福 9:00～16:00	12 図書館休館日	13 介護保険意見書受診 町病 12:30～	14	15
16	17 高齢者健康教室 三 10:00～12:00	18 3～4か月乳児健康診査 保福 13:15～13:45	19 図書館休館日	20 介護保険意見書受診 町病 12:30～ 2歳児歯科健康診査 保福 9:30～10:00	21	22
23/30	24 すくすく相談 保福 9:30～10:30	25	26 図書館休館日	27 介護保険意見書受診 町病 12:30～	28 図書館休館日	29 みどりの日 図書館休館日

町立病院 臨時診療日

(受付時間／8:00～11:00)
 ※新規患者の方は、8:30から受付となります。
 ※皮膚科は原則として予約診療となります。

	診療日	診療時間
皮膚科	5日(水)・19日(水)	9:00～
甲状腺科	8日(土)	9:00～
耳鼻咽喉科	17日(月)・18日(火)・19日(水) 20日(木)・21日(金)	9:00～

温泉休業日

	休業日
ふれあいの湯	3日(月)・10日(月)・17日(月)・24日(月)
みはらしの湯	4日(火)・11日(火)・18日(火)・25日(火)
ザ・BOON	5日(水)・12日(水)・19日(水)・26日(水)
やすらぎの湯	6日(木)・13日(木)・20日(木)・27日(木)

4月のゴミ分別回収

燃…燃えるゴミ びん…空きびん 資源…資源ゴミ 害…有害ゴミ 金属…金属ゴミ

三根

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 金属	4 燃害	5 資源	6	7 燃害	8
9	10 金属	11 燃害	12 資源	13 びん	14 燃害	15
16	17 金属	18 燃害	19 資源	20	21 燃害	22
23/30	24 金属	25 燃害	26 資源	27	28 燃害	29

大賀郷

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 燃害	4 資源	5	6 燃害	7 金属	8
9	10 燃害	11 資源	12	13 燃害	14 金属	15
16	17 燃害	18 資源	19	20 燃害	21 金属	22
23/30	24 燃害	25 資源	26	27 燃害	28 金属	29

檜立・中之郷・末吉

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 燃害	4	5 資源	6 燃害	7 金属	8
9	10 燃害	11	12 資源	13 燃害	14 金属	15
16	17 燃害	18	19 資源	20 燃害	21 金属	22
23/30	24 燃害	25	26 資源	27 燃害	28 金属	29